



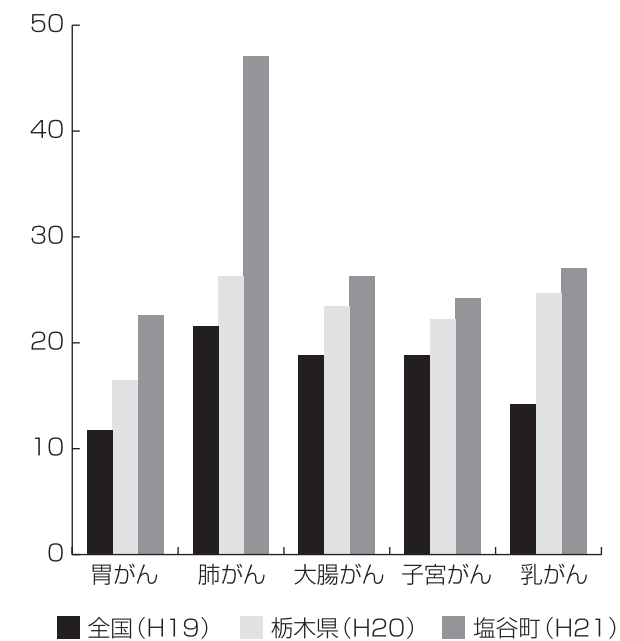
がん検診を受けましょう！

毎年行っております町のがん検診の結果をみますと、本町は、すべてのがん検診において受診率は、全国・県を上回っておりますが、国の提唱する目標値は50%となっており、更なる受診率を高める必要があります。

6月から各地区において健康診査・特定健診が始まりますので、ぜひ、がん検診を受けましょう！

○全国・栃木県・本町別受診率

	全国（H19）	県（H20）	本町（H21）
胃がん	11.8%	16.5%	22.6%
肺がん	21.6%	26.3%	47.1%
大腸がん	18.8%	23.5%	26.3%
子宮がん	18.8%	22.2%	24.2%
乳がん	14.2%	24.7%	27.1%



県保健福祉部生活習慣病通信第7号より

善意銀行
労働福祉財団珪肺労災病院OB会 様
会の解散による寄附として
20,000円 福祉事業へ
矢板地区電信電話ユーザ協会 様
16,000円 福祉事業へ
ご協力ありがとうございました
塩谷町社会福祉協議会
* 寄附金は税金の控除が受けられます。

たんぽぽ広場に集まれ～！
4月～子育て支援センター行事

今年度は好評でありました「折り紙であそぼう」「あかちゃんたいそう」を引き続き行いたいと思います。また、親子でヨガコンサート、さつまの苗を植えて収穫し焼いも大会までできるといいですね！また、おはなし会（まほうのランプ）の日程が決まりましたのでお知らせします。

5/26(水) 6/21(月) 7/14(水)
10/27(水) 11/24(水) H23.3.3(水)

いろいろ盛りだくさん予定していますので、たくさん参加をよろしくお願いします。

たんぽぽ広場を知らないママたちへ

平日 午前9時～午後4時
土日祝日 午前10時～午後4時

おやつや昼食の持ち込みもOKですし、絵本の貸し出しもしています。お友達お誘い合わせてご利用ください。待ってま～す！



▲キャラクターと一緒に記念撮影

ご存じですか？

○とちぎ難病相談支援センター
地域で生活する難病患者さんの日常生活における相談支援を行う機関です。栃木県庁内にあります。

電話での相談 **028-623-6113**
Faxでの相談 **028-623-3920**
相談時間は、月～金曜日までの午前10時～正午、午後1時～4時までです。

○脳脊髄液減少症
交通事故や転倒・スポーツ外傷等、体に衝撃を受けたことが原因で、脊髄硬膜から脳脊髄液が漏れ、頭痛や首の痛み・めまい・吐き気・耳鳴りなどのさまざまな症状が出ます。まだまだ研究途上ではあり、診療ができる医療機関も少ない現状ですが、栃木県ホームページ等で情報が得られます。
《問合せ》町保健福祉課 ☎45-1119

ひいらぎ会 活動報告

平成22年3月19日、町内4か所に分かれ、ひいらぎ会会員6名が、食育の日にちなみティッシュの配布・一日に必要な野菜量（350g）の測定をしました。老人福祉センターでは、グラウンドゴルフやデイサービスに来ていた老人を対象に小野崎会長により健康講話も同時に実施しました。

参加者の感想としては、「野菜を食べているようだけど、350gがどれくらいの量かわからずに食べていたので、参考になった。」「食育の日というものを知らなかったが、参考になった。」などの声が聞かれ、直売所でイベントをさせていただいたことにより、「もう少し、色の濃いお野菜も買っていこうかしら。」などの声も聞かれ、大変有意義にイベントが行えました。



▲活動したメンバー全員で

子ども手当についてのお知らせ

中学校修了までの児童1人につき、月額13,000円を支給する「子ども手当」が実施されることになりました。

現在、児童手当を受給している保護者の方は、自動的に子ども手当に継続されます。児童手当を受給していない保護者の方の新規・増額請求受付は下記のとおりとなります。なお、公務員については所属庁への申請となります。

認定請求の必要な方

- ①平成22年度に中学校2年生または3年生のお子様のいる保護者の方
- ②これまで、所得制限等により児童手当を受給していない保護者の方

申請方法

町から「保護者」あてに申請書等を送付します。（4月中に送付する予定です。）
※申請書に必要事項を記入し、郵送で返信するか又は町保健福祉課窓口まで提出ください。

支給

6月・10月・2月にそれぞれ前月分までの手当を支給いたします。
※4・5月分の手当てについては、5月中旬頃までに申請をいただいた場合、6月に支給をする予定で準備を進めています。

申請猶予期間

4月1日時点で受給要件を満たしている方は、平成22年9月30日までに申請すれば、4月分まで遡って支給されます。

※子ども手当の詳細につきましては、決まり次第お知らせいたします。

《問合せ》町保健福祉課 ☎45-1119

児童虐待通告を24時間受付

虐待を相談・通告することは虐待者を処罰することではなく、問題を抱え困っている家庭に支援の手を差し伸べることです。おかしいな…？と思ったら下記までご連絡ください。担当職員が対応します。

- 平日 8:30～17:15
☎ **45-1119**
- 土日祝日及び平日の上記以外の時間帯
☎ **080-1321-0346**